第　７　回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和６年１０月１１日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和６年度　第７回　鹿角市農業委員会総会議事録

１　開催日時　令和６年１０月１１日（金）　午前９時００分

２　開催場所　鹿角市役所　第１委員会室

３　出席委員　（１２名）

１番	２番
３番	４番
５番	６番
７番	８番
９番	１１番
１２番	１３番

４　欠席委員　（１名）

１０番

５　議事日程

第１　開　会
第２　会長挨拶
第３　会務報告
第４　議事録署名委員の選出
第５　議案審議
報告第　５号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
議案第２８号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２９号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第３０号　鹿角市農用地利用集積計画（案）について
第６　その他
第７　閉　会

６　事務局職員

事務局長	主　　幹
主　　任	

７　議事録署名委員　　１１番
１２番

８　会議の概要

事務局長	それでは、時間前ですけれども、おそろいですので始めさせていただきます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員１３名中１２名であり、欠席委員は１０番の委員であります。したがいまして、本会議は成立といたします。 それでは、ただいまより鹿角市農業委員会第７回総会を開催いたします。

	開会に当たり、会長よりご挨拶をお願いします。
会　　長	【挨拶】
事務局長	ありがとうございました。 それでは、この後の進行につきましては、会長よりお願いいたします。
議　　長	それでは、事務局より会務報告をいたします。
事務局長	【会務報告の資料を基に説明】
議　　長	会務報告ですので、ご了承方よろしくお願いいたします。
議　　長	次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議　　長	それでは、私から指名させていただきます。 １１番の委員、そして１２番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。どうかよろしくお願いをいたします。
議　　長	それでは、最初に、報告第５号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。
事　務　局	議案の２ページをお願いします。 報告第５号　農地法第１８条第６項の規定による通知について。 農地法第１８条第６項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 ３ページをお開きください。 第１８条第６項 【受付番号２８番から２９番を議案書を基に説明】 説明は以上です。
議　　長	説明が終わりましたので、ご質問等ありましたらご発言願います。誰かございませんか。
委　　員	２８番の耕作者交代となっていますけれども、次の耕作者は決まっていますか。
事　務　局	この後の利用権の議案の際に新しい耕作者から申請ありましたので、その際にご審議いただければと思います。
委　　員	はい。
議　　長	ほかにございませんか。
委員一同	(「なし」の声)
議　　長	よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは、本案を承認することにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議　　長	そのように承認します。
議　　長	次に、議案第２８号　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局の説明

	を求めます。
事　務　局	議案の４ページをお願いします。 農地法第３条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 ５ページをお開きください。 第３条 【受付番号１６番から１７番を議案書を基に説明】 説明は以上です。
議　　長	説明が終わりましたけれども、ご質問等ありましたらご発言願います。 それでは、ここで現地確認を行った委員より補足があれば説明願いたいと思います。
委　　員	○○○○さんの畑ですけれども、もともと○○○○さんの畑の隣ということで、管理は○○○○さんがやっていまして、現地を確認しに行ったときにはもう、農地は耕起されていてきれいになっていましたので、特に支障はないと思います。
議　　長	それから、８番の委員はどうですか。
委　　員	現状が畑であり、支障ないと思っております。
議　　長	ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。
委員一同	（「なし」の声）
議　　長	よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委員一同	（「異議なし」の声）
議　　長	そのように決定します。
議　　長	次に、議案第２９号　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事　務　局	議案の６ページをお願いします。 議案第２９号　農地法第５条の規定による許可申請について。 農地法第５条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 ７ページをお開きください。 第５条 【受付番号１６番から１９番を議案書を基に説明】 説明は以上です。
議　　長	説明が終わりましたけれども、こちらも現地確認に行った委員より補足があれば発言をいただきたいと思います。
委　　員	受付番号１６番でございますが、自治会の建築に対する案件でございます。場所的

	には住宅が隣にあって、まず支障ないと思っております。 受付番号１７番の○○○のところでございますが、私の家の近隣でして、若い夫婦が家を建てて、その中でおばあちゃんと親と３代で暮らす予定でございます。自己所有の畑のところを宅地化するということなので、支障ないと思います。
議　　長	それから、２番の委員、どうですか。
委　　員	受付番号１８番、○○○○駅の近くというところで、ここに住宅建てるのは全く問題ないと思いますが、事務局の説明であったとおり、残った農地の部分は申請者の父親が農地として取得すると伺っております。これに関しては地主さんも話を理解しているようでしたので、支障ないと思います。
議　　長	もう一方の委員はどうですか。
委　　員	委員と事務局が言っているとおりですが、私は反対に、買う方の親と話していました。それで、息子さんが住宅の今の物件は買うが、裏については、入っていく道が多分なくなるので、２人で話した中で、お父さんに話したらそれも一緒に買う予定だと。
議　　長	ああ、そうですか。
委　　員	はい。以上でした。
議　　長	それから、１９番に対しては、どうですか。
委　　員	申請地の場所に宅地を建てても周りに全く影響ないと思いますので、支障ないと思います。
議　　長	ご苦労さまでした。 ほかの委員より何かご質問があれば、発言願います。
委員一同	（「なし」の声）
議　　長	よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委員一同	（「異議なし」の声）
議　　長	そのように決定します。
議　　長	それでは、次に、議案第３０号　鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事　務　局	議案の９ページをお願いします。 議案第３０号　鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 １０ページをご覧ください。 利用権設定 【受付番号３１４番から３１６を議案書を基に説明】 以上です。
議　　長	それでは、ご審議いただきたいと思います。何かご質問あればご発言願います。

委　　員	○○○○さんはここに何を作付けるのか。
事　務　局	牧草です。 自己所有の牛に供給するために牧草を作付けすると聞いております。
委　　員	牛は飼っています。
事　務　局	牛を飼っているということですので、自家消費等の牧草を作付けするようです。
委　　員	はい、ありがとうございます。
議　　長	ほかには何かご質問ございましたらご発言願います。
委員一同	(「なし」の声)
議　　長	よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議　　長	そのように決定します。